

海老名市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の幼稚園をいう。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園（以下これらを「私立幼稚園等」という。）における保護者の負担軽減及び幼稚園教育の振興を図るため、幼稚園運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、本市内に設置された私立幼稚園等の設置者とする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助対象事業及び補助対象経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条1項に基づき施設型給付を受ける私立幼稚園等の設置者が行う事業で、補助対象事業となるものは特別支援教育事業及び備品購入事業のA E Dの新規設置又は更新（リース・レンタル費用含む）に係る経費のみとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに海老名市私立幼稚園等運営費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認

めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市私立幼稚園等運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（事業の変更等）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市私立幼稚園等運営費補助金交付（変更・中止）申請書（第3号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは承認し、速やかに海老名市私立幼稚園等運営費補助金交付（変更・中止）決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

（報告及び指示）

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならぬ。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市私立幼稚園等運営費補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

（1）事業実績内訳書

（2）収支決算書

（3）補助事業に要した経費が確認できる書類の写し

（4）備品購入事業、施設維持管理事業については、補助事業の完了が確認できる写真

（5）特別支援教育事業については、当該障がい児が「神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱」に基づく対象園児と決定されたことが確認で

きる資料の写し

(6) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市私立幼稚園等運営費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

(交付請求等)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに海老名市私立幼稚園等運営費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第9条の規定による報告の前に、前項の請求書を提出することができる。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならぬ。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(責務)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、障がい児が心身ともに健全な発達を遂げるよう努力しなければならない。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた

とき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

《平成21年4月1日・制定》

《平成22年4月1日・一部改正》

《平成23年4月1日・一部改正》

《平成24年4月1日・一部改正》

《平成25年4月1日・一部改正》

《平成27年7月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《平成30年4月1日・一部改正》

《令和2年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和7年4月1日・一部改正》

別表（第3条関係）

海老名市私立幼稚園等運営費補助金交付基準

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
備品購入事業	私立幼稚園で使用する備品の購入に係る経費	1園につき130,000円の基本額と在園児（現に市内に住所を有し、居住している者で、当該私立幼稚園に就園している当該年度の4月1日における満年齢が3歳、4歳若しくは5歳の児童又は次年度の4月を待たずに途中入園した満3歳の児童。以下同じ。）数に300円を乗じた額との合計額又は補助対象経費の額のいずれか少ない方の額 ただし、AEDの新規設置又は更新（リース・レンタル費用含む）に係る経費については、補助対象経費の2分の1の額か360,000円（更新の場合は300,000円）のいずれか少ない方の額を別途交付する。 ※100円未満切捨て
園児健康管理事業	園児の健康診断等に係る経費	在園児数に300円を乗じた額又は補助対象経費のいずれか少ない方の額 ※100円未満切捨て
文化・スポーツ活動事業	文化芸術及びスポーツ活動を市内公共施設にて実施した場合の施設利用料	実際に支出した費用の2分の1の額。ただし、文化施設は上限100,000円、スポーツ施設は上限50,000円とする。 ※100円未満切捨て
特別支援教育事業	心身に障がいがあると認められる幼児の受入に	障がい児（市内に住所を有し「神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱」に基づく対象園児と決定された者。以下同じ）一人に付き月額14,000円と

	係る経費	する。ただし、子ども・子育て支援法第27条1項に基づき施設型給付を受ける私立幼稚園等に就園している園児については一人に付き月額9,000円とする。交付算定期間は、当該年度において当該障がい児を受け入れた日の属する月から補助対象事由の消滅した日の属する月までとする。
施設維持管理事業	園庭等のスズメバチ類の巣除去に係る経費	1回につき10,000円とする。ただし、除去経費が10,000円未満の場合は実際に要した額とする。 なお、除去に関しては海老名市スズメバチ類の巣の除去処理業者登録基準に基づき登録している業者に依頼することとする。当該年度1回限りとする。 ※100円未満切捨て
	園庭等の害虫駆除に係る経費	園庭等の害虫等駆除に係る経費の2分の1の額。ただし、当該年度1回とし上限を25,000円とする。 ※100円未満切捨て